

水道料金制度（水準・体系）のあり方



いわき市水道局

Ⅰ 主な質問内容（関係指標の実績と推計）



(1) 市の人口及び給水人口

(2) 基本料金

(3) 水量料金

(4) 給水収益

市の人口ビジョンは令和何年まで公表されているか。

長期的な見方ができるよう、市の人口等について、前回の料金改定時期である平成19年度頃からの実績や、今後の推計なども載せたほうがよい。

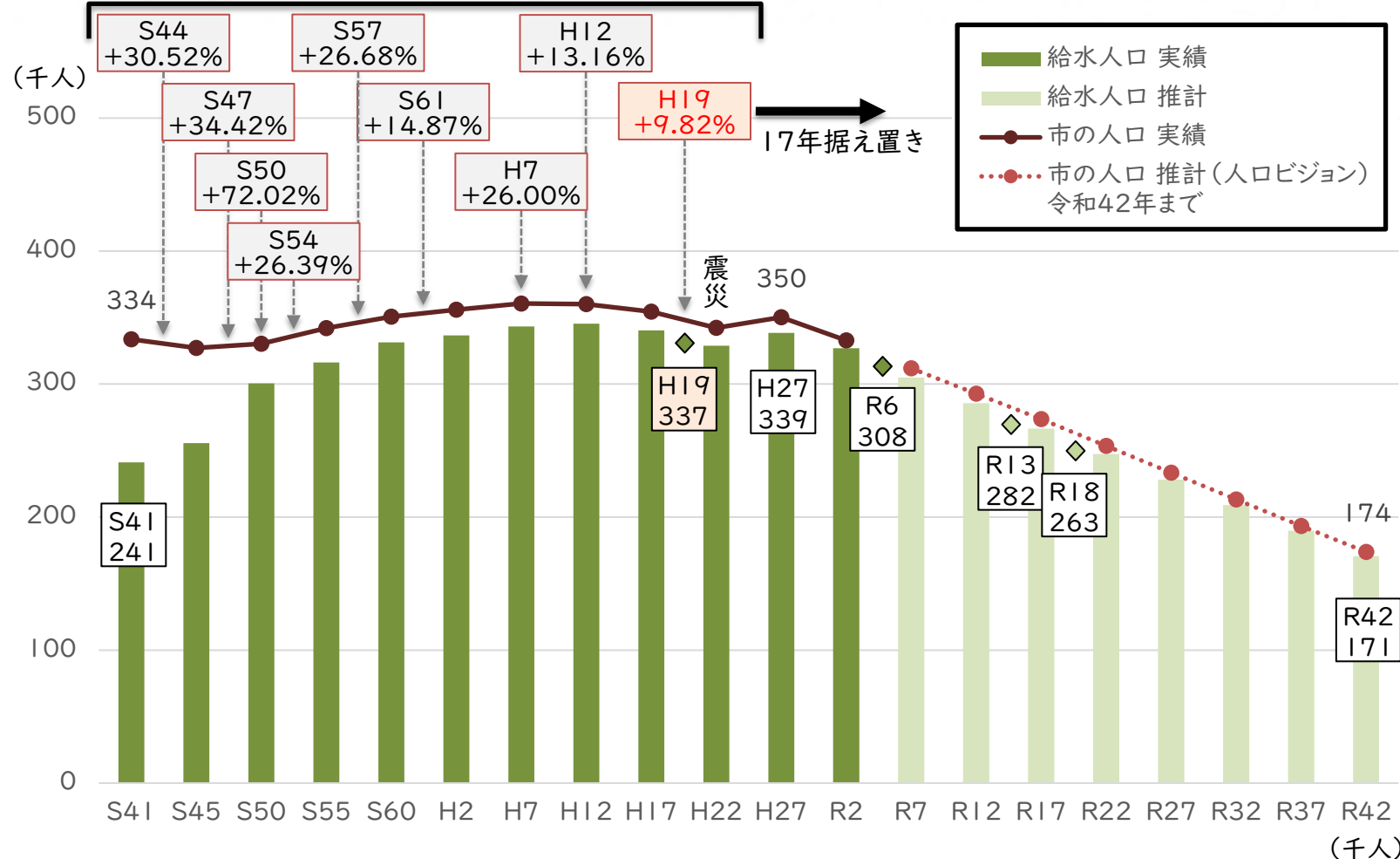
『水道料金収入は令和14年度以降も減少』との記載があるが、料金収入推計のグラフは令和13年度までしか掲載されていない。概算でも構わないので、令和14年度以降の減少が分かるグラフが示せると良い。

世帯数はどのように推移しているか。

次のページより
説明

(1) 市の人口及び給水人口

過去の平均改定率（消費税に係る改定を除く）



○給水人口

[実績]

- 平成19年度（前回改定年）末は337千人であり、当時は減少傾向。
- 震災後、避難者の流入等により平成27年度末の339千人まで増加。
- その後は減少に転じ、令和6年度末の308千人まで減少。

[推計]

- 令和13年度末には282千人、令和18年度末には263千人となる見込み。

Point

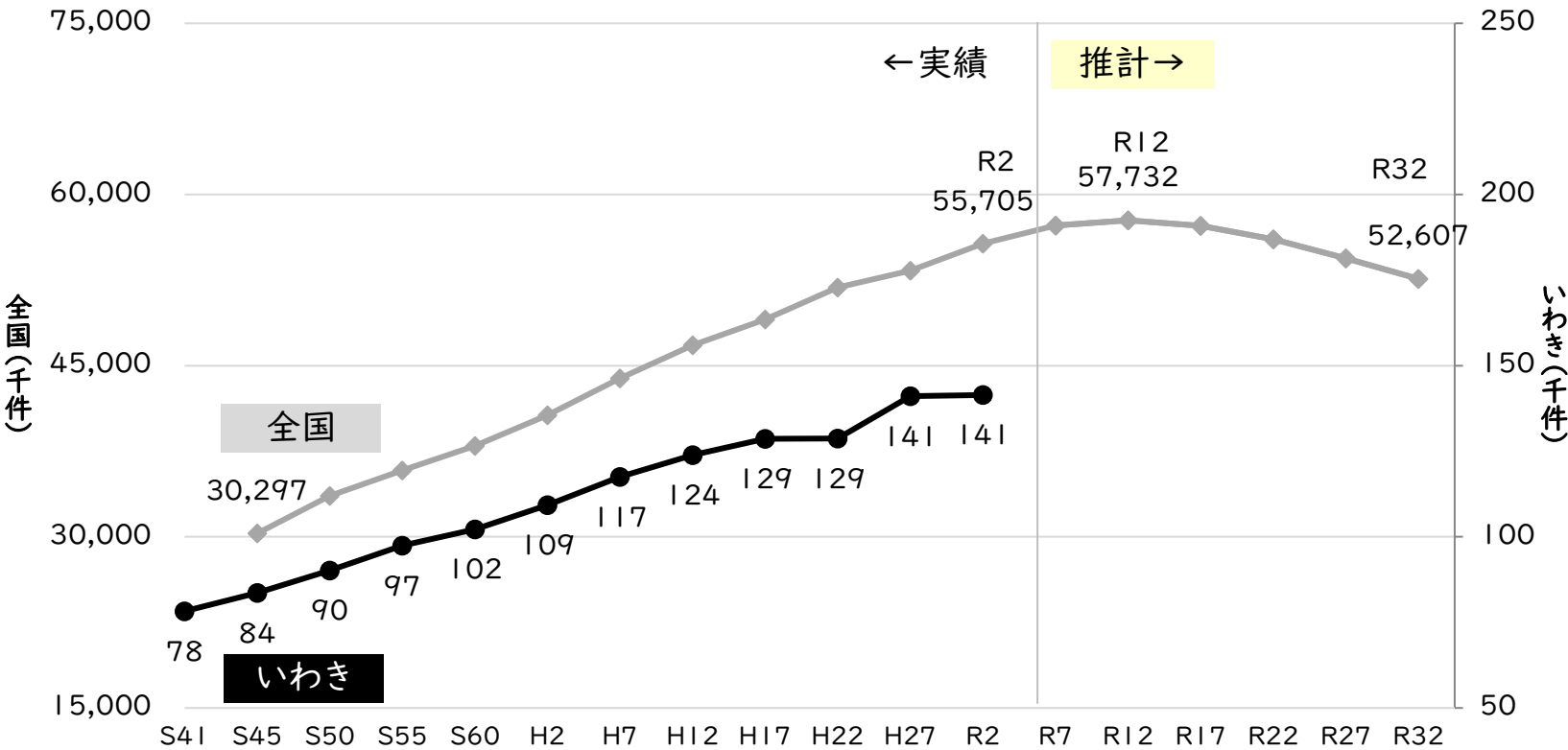
平成19年度以降に料金改定を行わなかった背景

- 施設等の震災復旧に係る有利な財源確保
- 震災に伴う人口の流入による収入増
- 物価、労務単価、金利の伸びが低調

【参考】世帯数、平均世帯人員



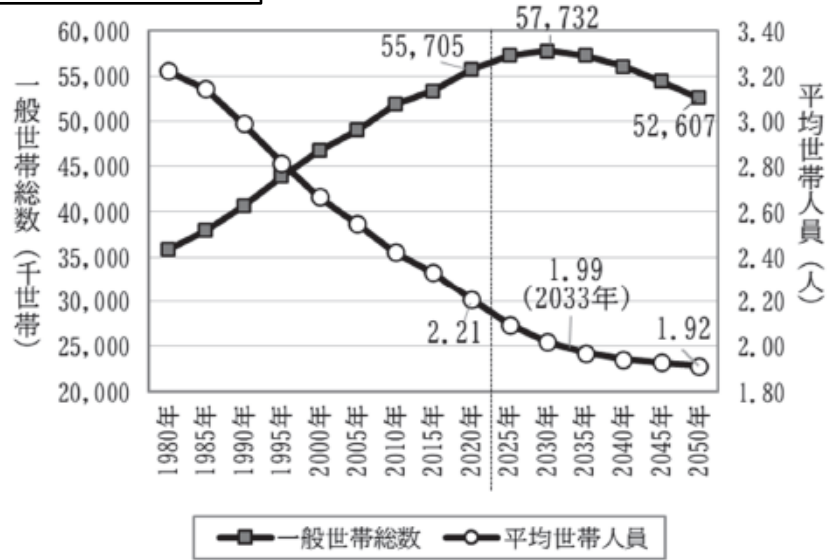
○世帯数



○平均世帯人員

区分	S41	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
全国	—	3.4	3.3	3.2	3.1	3.0	2.8	2.7	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
いわき	4.3	3.9	3.7	3.5	3.4	3.3	3.1	2.9	2.8	2.7	2.5	2.4	—	—	—	—	—	—

～国の推計～



- 一般世帯総数
 - ・「世帯の単独化」を背景に令和12年まで増加、その後減少
 - 平均世帯人員
 - ・令和29年の1.92人まで減少
 - ・その後は令和32年まで横ばい
- 【出典】日本の世帯数の将来推計(全国推計)
令和6(2024)年推計(国立社会保障・人口問題研究所)

Point

いわき市の世帯数の減少は、全国より早い可能性がある。

(2) 基本料金



① 給水件数（令和4年度から令和13年度まで）

（件）

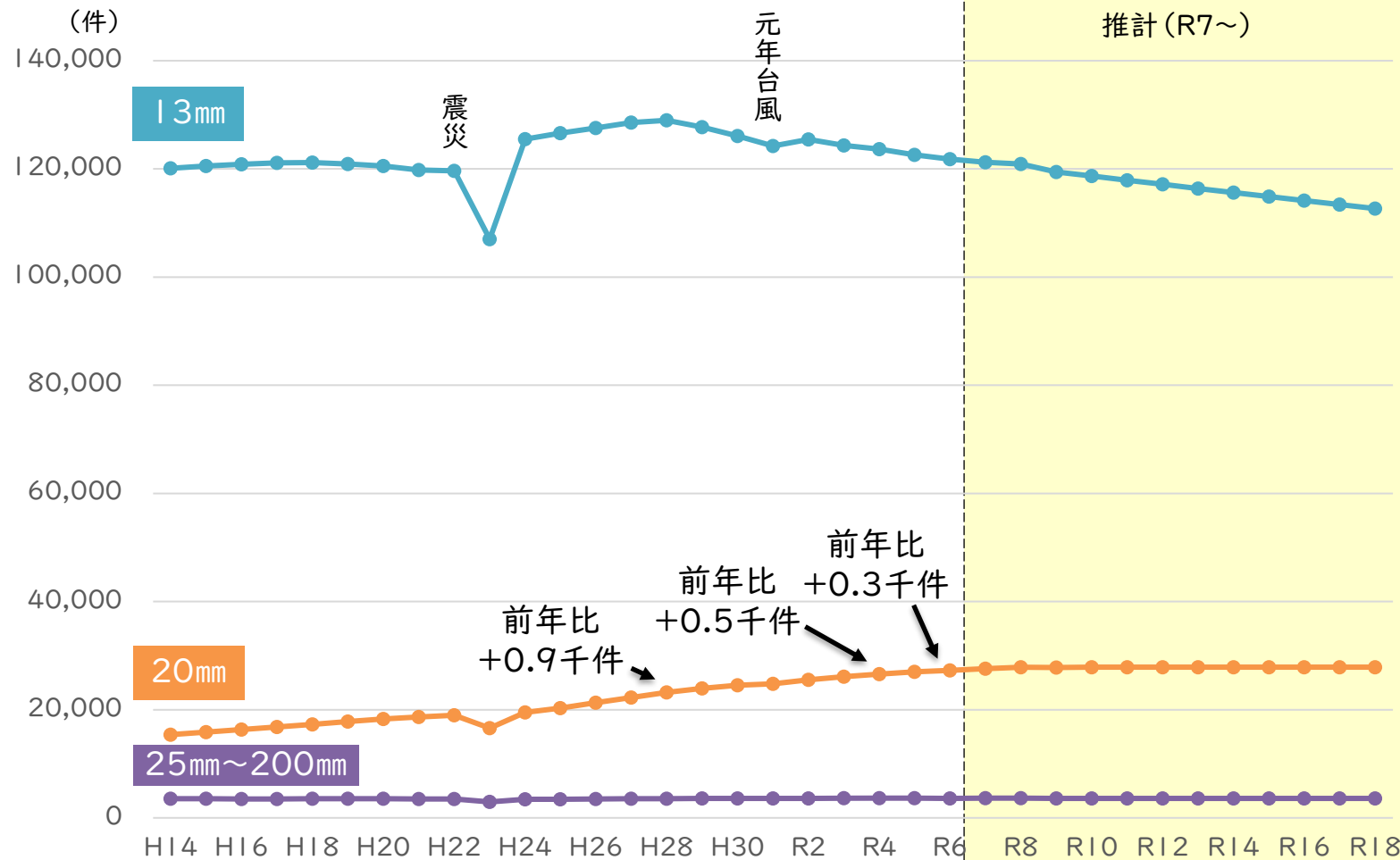
区分	ビジョン前期					ビジョン後期					R13/R4
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
13mm	123,634	122,616	121,789	121,221	120,878	119,435	118,661	117,891	117,126	116,367	94%
20mm	26,598	27,008	27,294	27,586	27,863	27,824	27,870	27,870	27,870	27,870	105%
25mm	1,784	1,789	1,790	1,793	1,800	1,790	1,789	1,789	1,789	1,789	100%
30mm	720	715	721	722	725	721	721	721	721	721	100%
40mm	526	522	519	520	522	519	519	519	519	519	99%
50mm	445	443	438	435	435	430	428	426	424	422	95%
75mm	115	113	113	113	114	113	113	112	112	112	97%
100mm	32	32	30	30	29	26	26	25	25	24	75%
150mm	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100%
200mm	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	100%
合計	153,866	153,250	152,706	152,432	152,378	150,870	150,139	149,365	148,598	147,836	96%

※ 給水件数とは、1か月あたりの使用者数を指します。

(2) 基本料金



② 口径別の給水件数（平成14年度から令和18年度まで）



○口径別の給水件数

- ・13mm（主に生活用水使用者）
〔実績〕平成28年度のピークから減少（年間0.8千件の減少傾向）
〔推計〕年間0.8千件の減となる見込み。
- ・20mm（主に生活用水使用者）
〔実績〕増加傾向にあるものの、増加幅は年々縮小。
（H28:0.9千件増 → R4:0.5千件増 → R6:0.3千件増）
〔推計〕増加の縮小傾向を踏まえ、令和10年度までは増加し、令和11年度以降増減なしの見込み。
- ・25mm～200mm（主に事業者）
〔推計〕実績同様ほぼ横ばいの見込み。

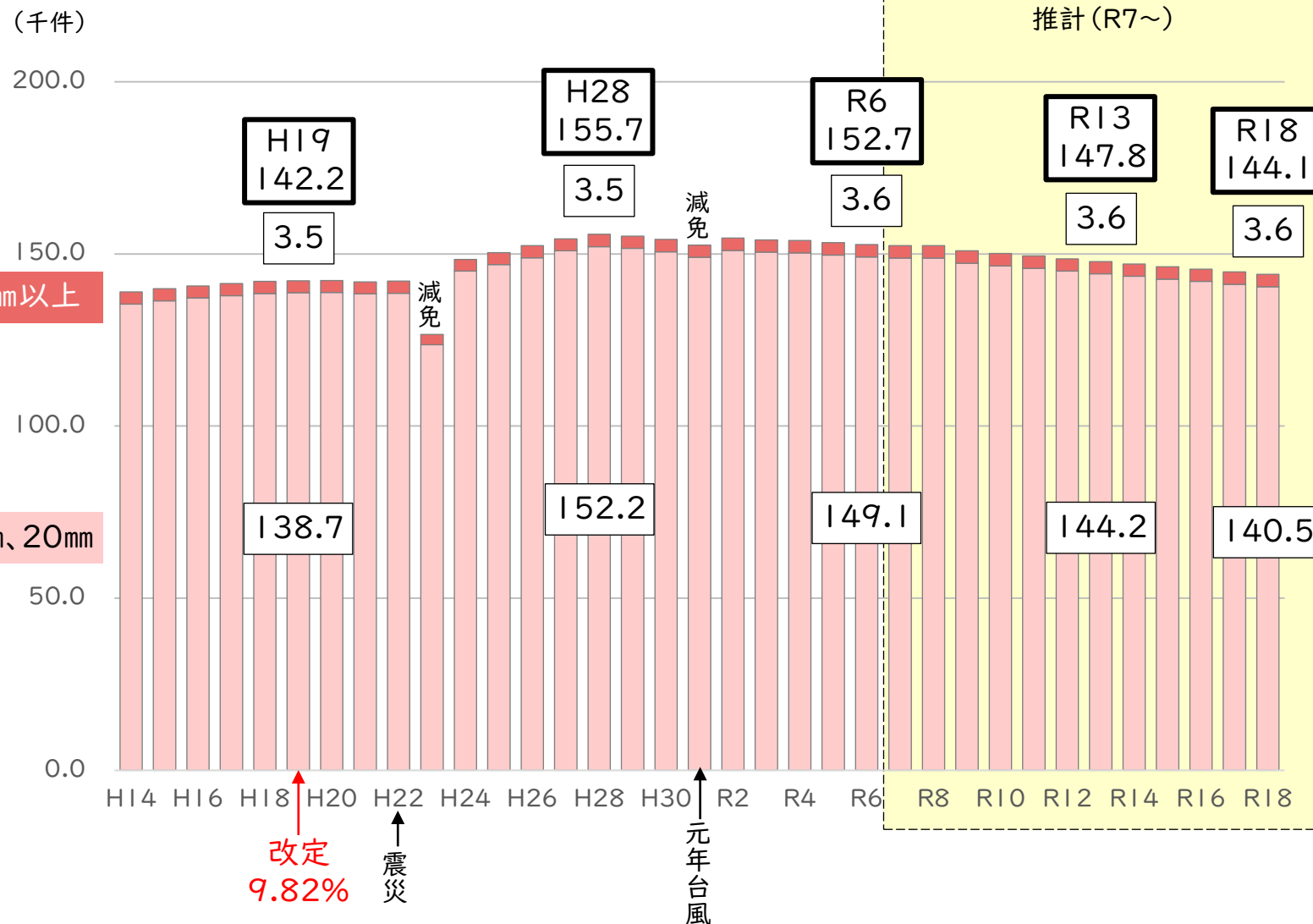
Point

令和6年度は、13mmが全体の80%、20mmが全体の18%、合計で98%を占める。

(2) 基本料金



③ 給水件数（平成14年度から令和18年度まで）



○給水件数

〔実績〕

- ・平成19年度（前回改定年）は142.2千件であり、当時は増加傾向。
- ・震災後、避難者の流入等により平成28年度の155.7千件まで急増。
- ・現在は減少に転じており、令和6年度には152.7千件まで減少。
（直近3年間は年間0.5千件の減少傾向）

〔推計〕

- ・年間0.7千件の減となる見込み。
- ・令和13年度には147.8千件、
令和18年度には144.1千件まで減少。

Point

有収水量 (P13) に比べて減少幅は小さい

(2) 基本料金



④ 基本料金（令和4年度から令和13年度まで）

（百万円）

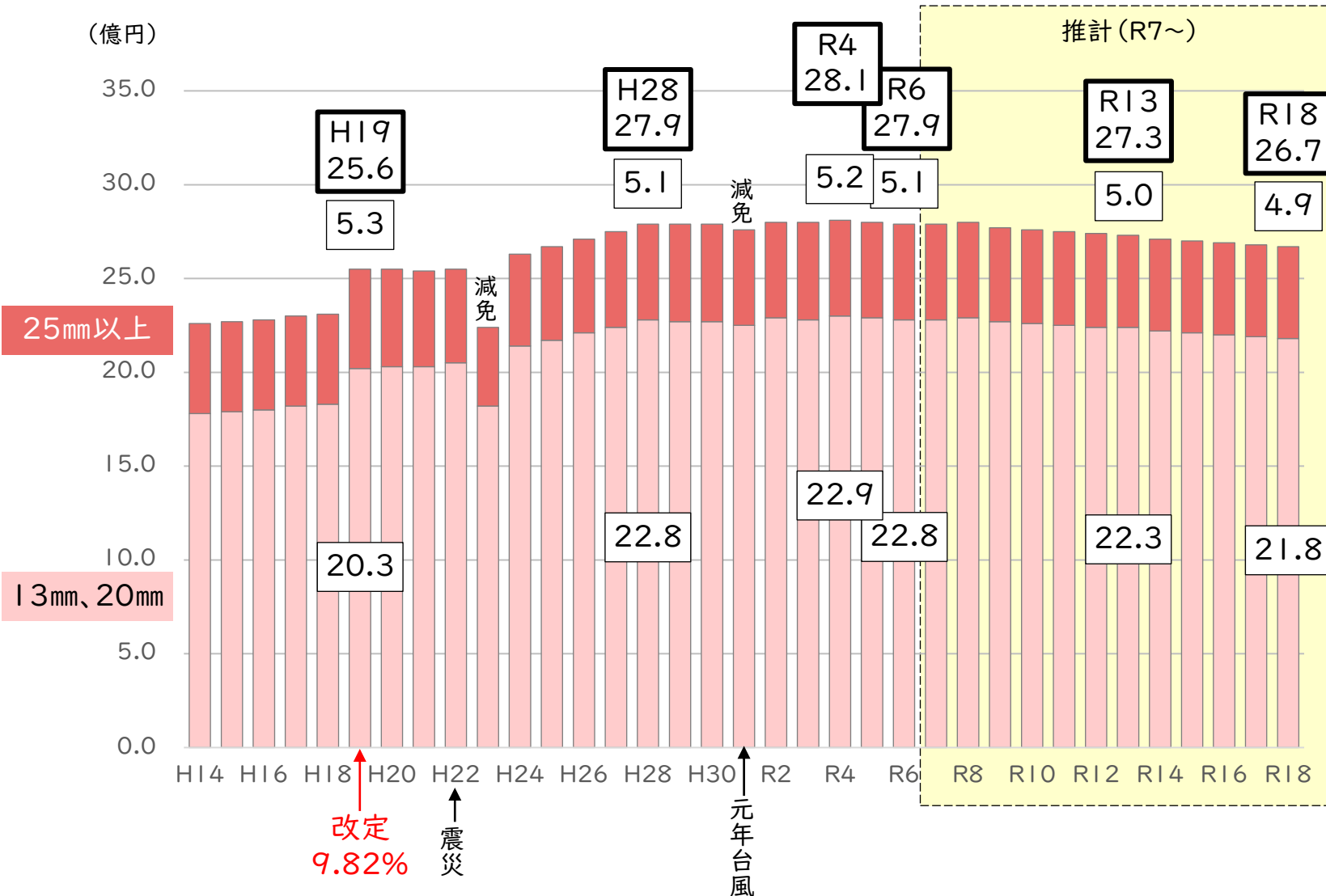
区分	ビジョン前期					ビジョン後期					R13/R4
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
13mm	1,602	1,589	1,578	1,571	1,567	1,548	1,538	1,528	1,518	1,508	94%
20mm	689	700	707	715	722	721	722	722	722	722	105%
25mm	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	100%
30mm	66	65	66	66	66	66	66	66	66	66	100%
40mm	74	74	74	73	74	73	73	74	74	73	99%
50mm	115	115	113	113	113	112	111	110	110	109	95%
75mm	80	79	79	79	79	78	78	78	78	78	98%
100mm	44	44	42	41	40	36	36	35	34	34	77%
150mm	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	100%
200mm	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100%
合計	2,805	2,801	2,794	2,793	2,796	2,769	2,759	2,748	2,737	2,725	97%

※ 基本料金 = 給水件数 × 12か月 × 料金単価（現行）

(2) 基本料金



⑤ 基本料金（平成14年度から令和18年度まで）



○基本料金

[実績]

- ・平成19年度（前回改定年）は25.6億円であり、当時は増加傾向。
- ・震災後、避難者の流入等により平成28年度の27.9億円まで急増。
- ・令和4年度の28.1億円でピーク。
- ・以後、減少に転じており、令和6年度には27.9億円まで減少。

[推計]

給水件数推計に各口径の基本料金単価を乗じて算出。

- ・年間0.1億円の減となる見込み。
- ・令和13年度には27.3億円、令和18年度には26.7億円まで減少。

Point

基本料金における25mm以上の割合は給水件数の割合（P9）に比べやや高い

(3) 水量料金



① 有収水量（令和4年度から令和13年度まで）

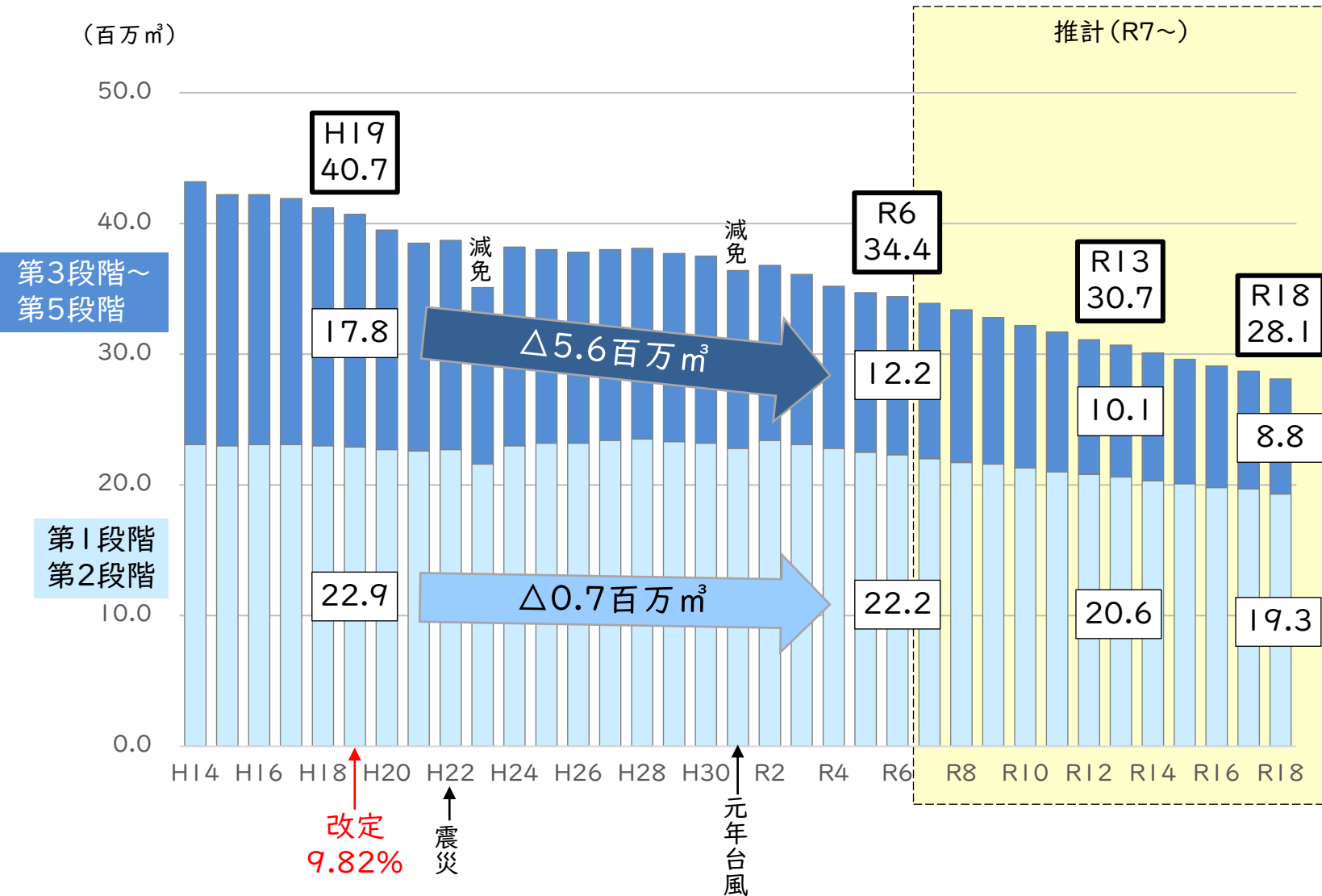
（千 m^3 ）

区分		ビジョン前期					ビジョン後期					R13/R4
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
第1段階	1～10 m^3	14,646	14,529	14,426	14,327	14,124	14,070	13,900	13,769	13,640	13,551	93%
第2段階	11～20 m^3	8,105	7,922	7,835	7,639	7,530	7,493	7,353	7,235	7,118	7,022	87%
第3段階	21～50 m^3	5,075	4,856	4,758	4,501	4,437	4,387	4,252	4,130	4,009	3,899	77%
第4段階	51～100 m^3	1,081	1,070	1,043	1,016	1,002	973	950	928	908	888	82%
第5段階	101 m^3 以上	6,342	6,367	6,371	6,421	6,329	5,906	5,756	5,610	5,466	5,325	84%
合計		35,249	34,744	34,433	33,904	33,422	32,829	32,211	31,672	31,141	30,685	87%

(3) 水量料金



② 有収水量（平成14年度から令和18年度まで）



○有収水量

[実績]

- ・平成19年度（前回改定年）は40.7百万 m³であり、当時は減少傾向。
- ・震災後、避難者の流入等により一時的に緩やかに減少。
- ・令和6年度には34.4百万 m³まで減少。（直近3年間は年間0.5百万 m³の減少傾向）
- ・平成19年度から令和6年度にかけて6.3百万 m³減少
→第1、第2段階・・・0.7百万 m³減
第3～第5段階・・・5.6百万 m³減

[推計]

- ・年間0.5百万 m³の減となる見込み。
- ・令和13年度には30.7百万 m³、令和18年度には28.1百万 m³まで減少。

Point

第1、第2段階に比べ、
第3～第5段階が大きく減少

(3) 水量料金



③ 水量料金（令和4年度から令和13年度まで）

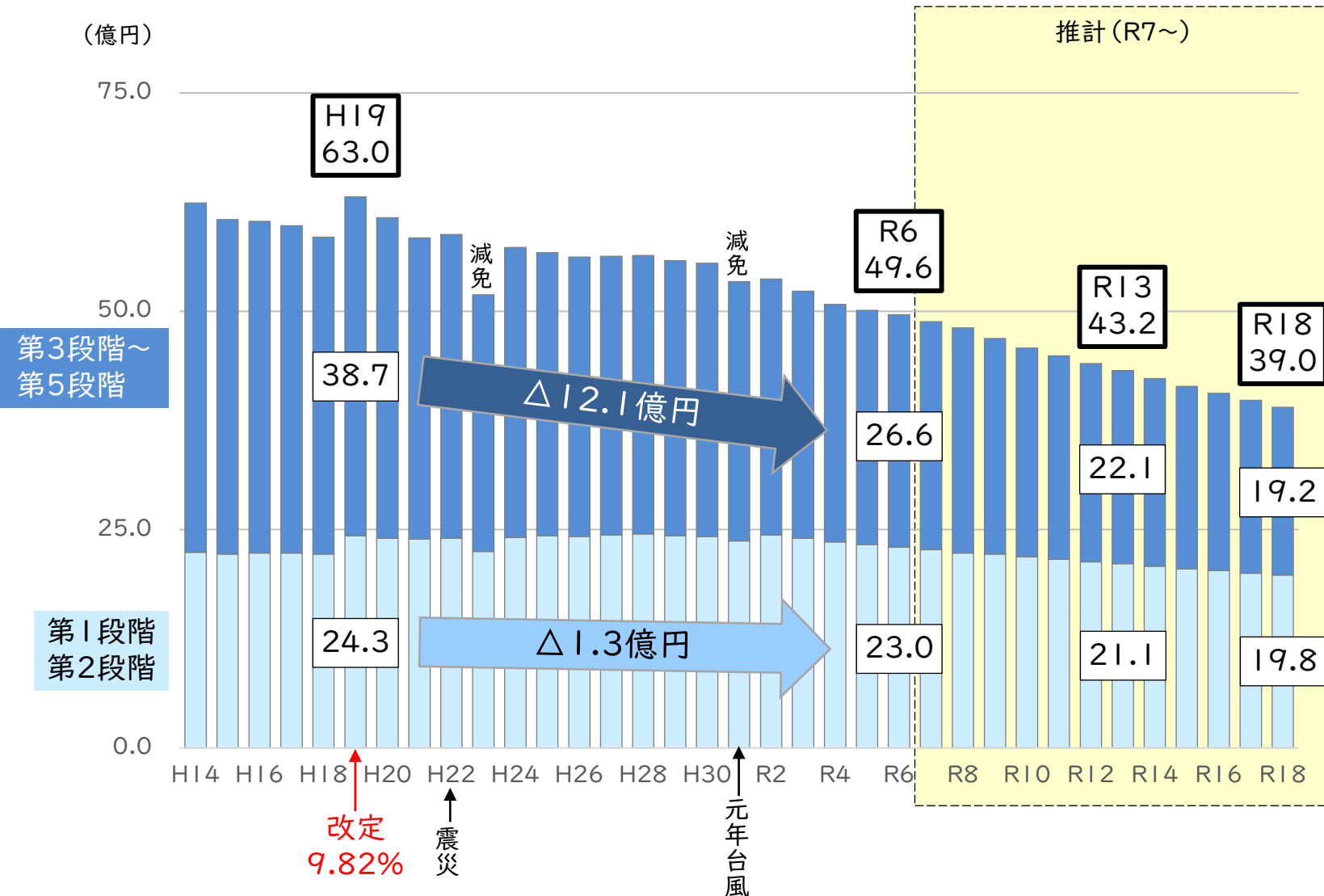
（百万円）

区分		ビジョン前期					ビジョン後期					R13/R4
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
第1段階	1～10m ³	1,098	1,090	1,082	1,075	1,059	1,055	1,043	1,033	1,023	1,016	93%
第2段階	11～20m ³	1,264	1,236	1,222	1,192	1,175	1,169	1,147	1,129	1,110	1,096	87%
第3段階	21～50m ³	985	942	923	873	861	851	825	801	778	756	77%
第4段階	51～100m ³	235	232	226	220	217	211	206	201	197	193	82%
第5段階	101m ³ 以上	1,503	1,509	1,510	1,522	1,500	1,400	1,364	1,329	1,296	1,262	84%
合計		5,085	5,009	4,963	4,882	4,812	4,686	4,585	4,493	4,404	4,323	85%

※ 水量料金 = 有収水量 × 料金単価（現行）

(3) 水量料金

④ 水量料金（平成14年度から令和18年度まで）



○水量料金

[実績]

- ・平成18年度までは減少傾向、平成19年度（前回改定年）は63.0億円。
- ・震災後、避難者の流入等により一時的に緩やかに減少。
- ・令和6年度には49.6億円まで減少。
- ・平成19年度から令和6年度にかけて13.4億円減少
→第1、第2段階・・・1.3億円減
第3～第5段階・・・12.1億円減

[推計]

有収水量推計に各段階の水量料金単価を乗じて算出

- ・年間1億円の減となる見込み。
- ・令和13年度には43.2億円、令和18年度には39.0億円まで減少。

Point

水量の減少以上に料金収入が大きく減少

(4) 給水収益(水道料金収入)



① 給水収益(令和4年度から令和13年度まで)

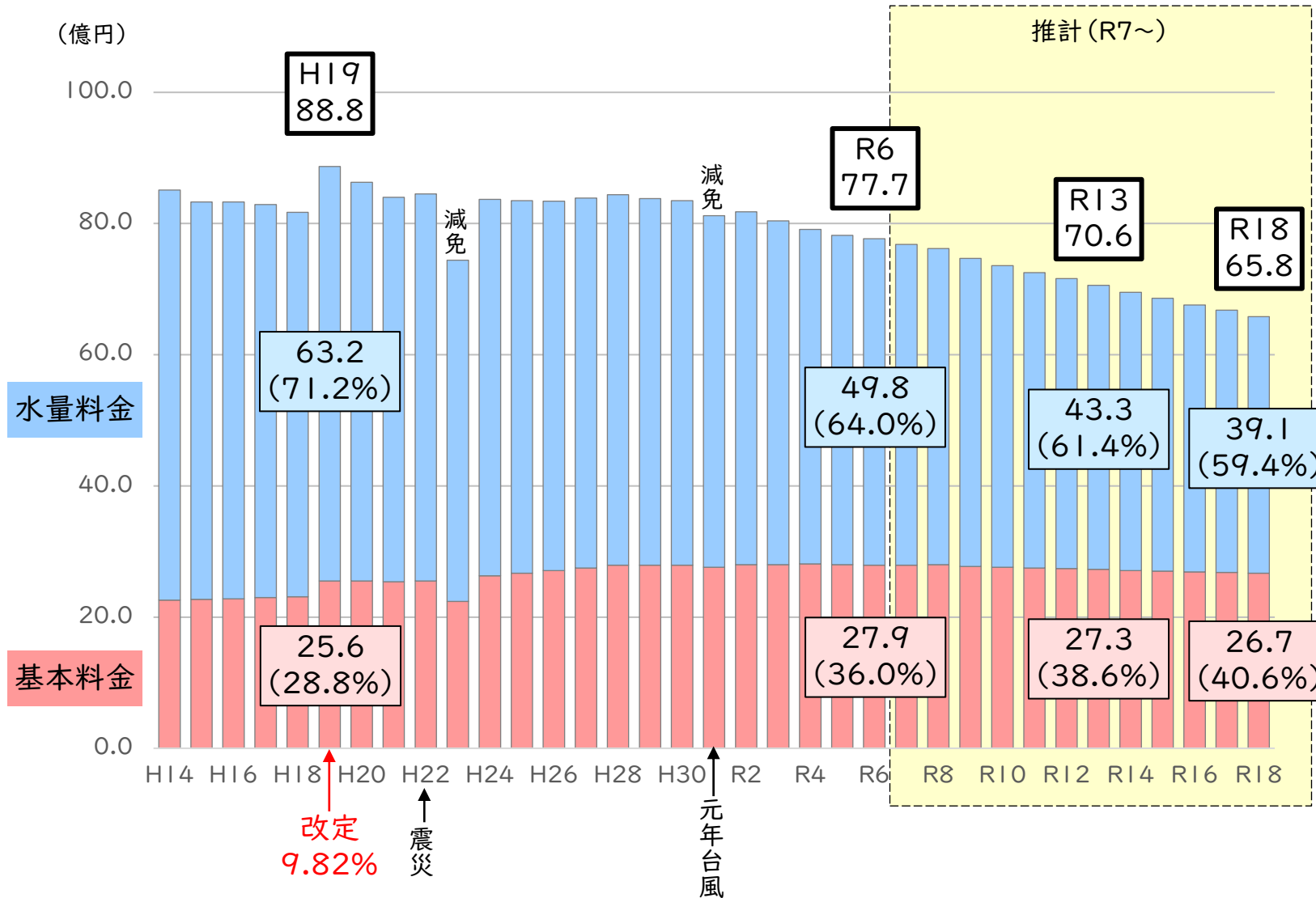
(百万円)

区分		ビジョン前期					ビジョン後期					R13/R4
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
基本料金	金額	2,805	2,801	2,794	2,793	2,796	2,769	2,759	2,748	2,737	2,725	97%
	割合	35.5%	35.8%	36.0%	36.3%	36.7%	37.1%	37.5%	37.9%	38.3%	38.6%	—
水量料金	金額	5,099	5,020	4,977	4,893	4,824	4,698	4,597	4,505	4,415	4,335	85%
	割合	64.5%	64.2%	64.0%	63.7%	63.3%	62.9%	62.5%	62.1%	61.7%	61.4%	—
給水収益	金額	7,904	7,821	7,771	7,686	7,620	7,467	7,356	7,253	7,152	7,060	89%

(4) 給水収益(水道料金収入)



② 給水収益(平成14年度から令和18年度まで)



○給水収益

[実績]

- ・平成19年度(前回改定年)の88.8億円から、令和6年度には77.7億円となり11.1億円減少。

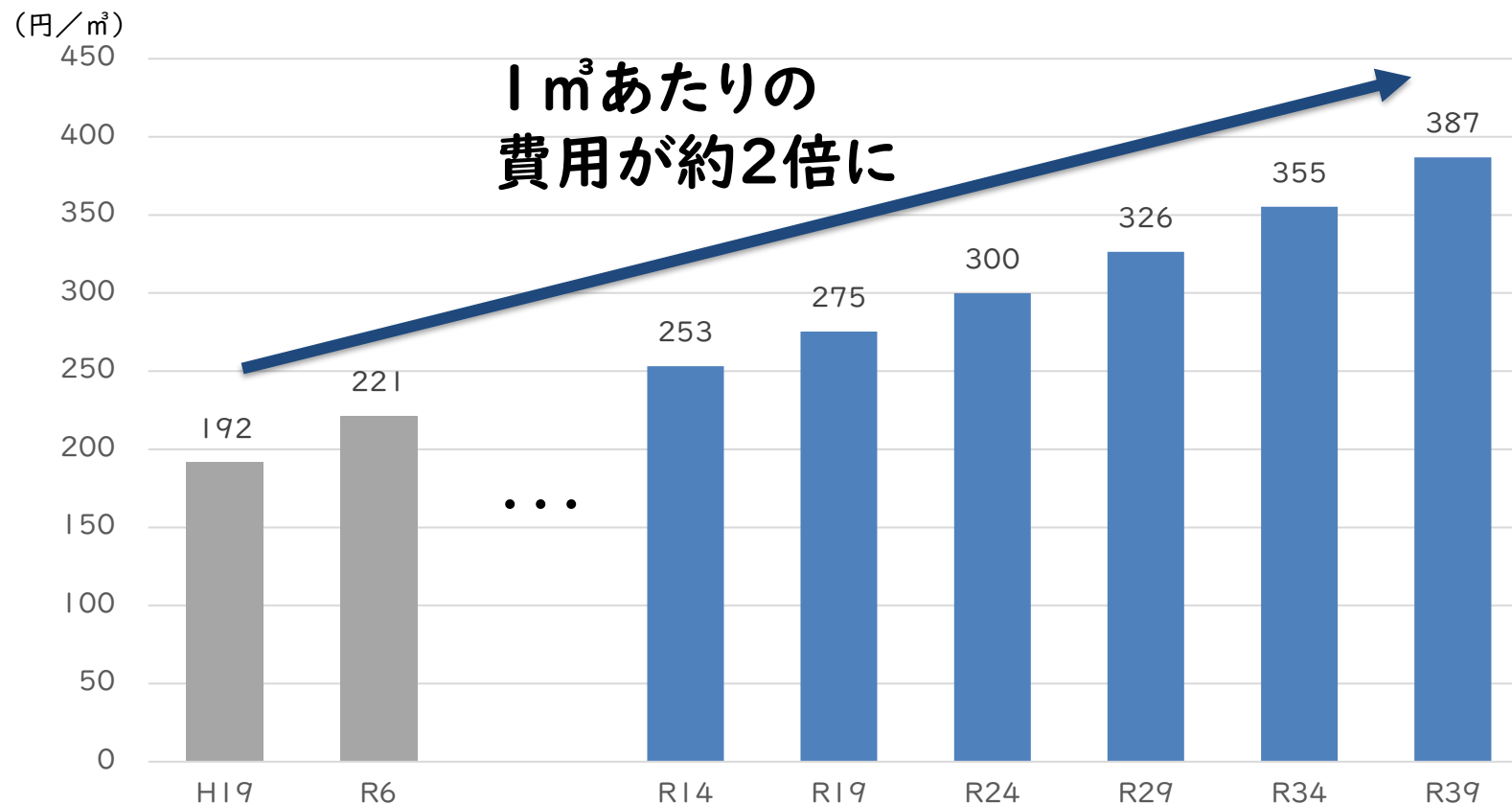
[推計]

- ・令和13年度には70.6億円、令和18年度には65.8億円まで減少。
- ・基本料金の割合は、令和6年度の36.0%から年々上昇し、令和13年度には38.6%、令和18年度には40.6%となる見込み。

Point

- ・基本料金に比べ、水量料金が大きく減少
- ・基本料金の割合が年々上昇傾向

【参考】給水原価の単純推計（有収水量の推計（減少）をもとに、費用を令和6年度と同額と仮定した場合、将来の1m³の水道水にかかる費用の試算）



前提条件

$$\text{給水原価} = \frac{\text{費用 (円)}}{\text{水量 (m}^3\text{)}}$$

費用：令和6年度決算値と同額
水量：人口減少を反映

Point

- ・有収水量は年々2%減で、将来的にはほぼ半減。
- ・水道事業は施設が大規模であり、固定費が大部分を占める。
- ・給水人口は、5年毎に約9%減少、給水原価は、5年毎に約9%増加。
- ・有収水量がほぼ半減することから、給水原価は約2倍となる見込み。
(平成19年度→令和39年度)

区分	実績		将来単純推計					
	H19	R6	R14	R19	R24	R29	R34	R39
給水原価 (円/m ³)	192	221	253	275	300	326	355	387
増減率	—	—	—	9%	9%	9%	9%	9%

2 財政収支シミュレーション

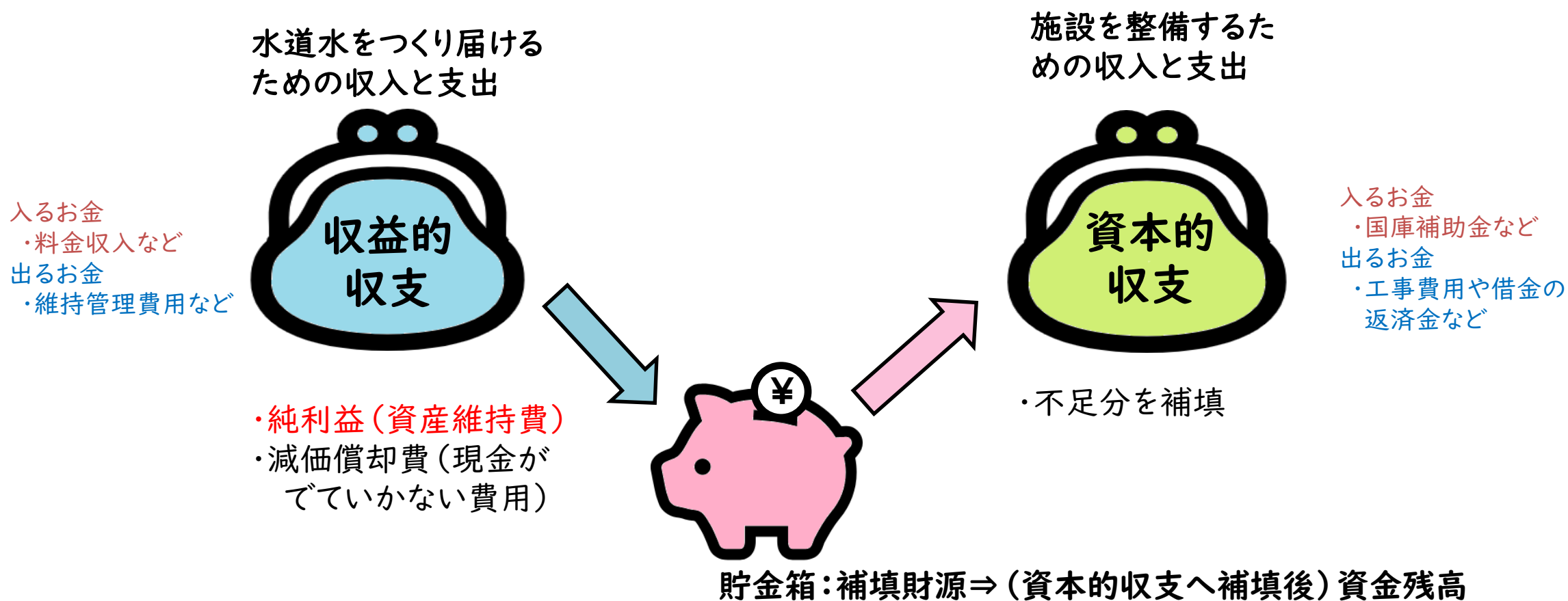


- ①企業会計の仕組み
- ②財政収支シミュレーションの結果
- ③必要となる料金収入の算定方法

①企業会計の仕組み

～2つの収支と資金残高の関係～

安全でおいしい水を届け、お客様から水道料金をいただき、その収益は、施設の維持管理費用などに充てるほか、純利益として貯金され、施設の整備費用に充てられます。



②財政収支シミュレーションの結果（振り返り）

現行料金体系を維持した場合の財政収支シミュレーション【令和9年度から令和13年度】の結果



収益的収支（税抜）

（単位：億円）

区 分	R9	R10	R11	R12	R13	R9～R13計
収入（決算見込）額A	85.2	84.0	83.0	81.8	80.9	414.9
支出（決算決込）額B	89.1	91.4	92.1	92.3	92.2	457.1
純利益（A-B）	△ 3.9	△ 7.4	△ 9.1	△ 10.5	△ 11.3	△ 42.2



収益的収支

令和9年度以降、
毎年度赤字となる見込み



資本的収支（税込）

（単位：億円）

区 分	R9	R10	R11	R12	R13	R9～R13計
収入（決算見込）額A	44.5	42.5	26.7	25.4	28.4	167.5
支出（決算決込）額B	89.6	88.1	76.3	72.5	77.3	403.8
収支差（B-A）	45.1	45.6	49.6	47.1	48.9	236.3



補填財源

（単位：億円）

区 分	R9	R10	R11	R12	R13	R9～R13計
補填財源（見込）	78.4	67.3	54.4	36.4	21.0	



資金残高

（単位：億円）

区 分	R9	R10	R11	R12	R13	R9～R13計
資金残高（見込）	33.2	21.7	4.8	△ 10.6	△ 27.9	



資金残高

令和12年度には、
資金不足となる見込み

※各項目の四捨五入のため、一致しない場合があります。

③必要となる料金収入の算定方法

財政収支シミュレーションでは、料金算定期間中の各収支科目の見通しを基に収益的収支を見込み、必要な総括原価を算定します。

総括原価は必要な費用を積み上げて算出されるものであり、料金収入は新しい料金体系に基づき、口径別の給水件数や段階別水量をもとに、基本料金と水量料金を合算して算定します。

財政収支シミュレーション



収益的収支

区 分	具体例	R9~R13計
収入（決算見込）額	給水収益 補助金や長期前受金	414.9億円
支出（決算決込）額	人件費や委託料	457.1億円
資産維持費（純利益）	施設の更新費用	19.5億円

給水収益以外の収入
(補助金等) : $\Delta 52.0$ 億円

人件費 : 57.2億円
委託料 : 64.3億円
動力費 : 24.0億円
修繕費 : 53.8億円
減価償却費 : 206.4億円
その他 : 34.0億円
支払利息 : 17.4億円

資産維持費 : 19.5億円

総括原価

営業費用 387.7億円	不足額 61.7億円 (17%分)
	現行料金 収入 362.9億円
資本費用 36.9億円	

3 料金制度（水準・体系）の基本的な考え方



- (1) 第19次水道事業経営審議会の答申内容
- (2) 次期料金改定の考え方
- (3) 料金水準の設定
- (4) 料金体系の設定
 - ①基本料金と水量料金の割合の見直し
 - ②水量料金の逓増制の見直し
- (5) 料金制度（体系・水準）検討結果の比較
- (6) 本日のまとめ

(1) 第19次水道事業経営審議会からの答申内容

【答申事項】

- ・ いわき水みらいビジョン2031の取組状況について(割愛)
- ・ **水道料金体系のあり方について**

(主な内容)

- ・ 現行の水道料金体系を維持した場合、今後も水需要の減少により、水道料金収入の減少が避けられない見込みである。
- ・ 水需要の減少に影響されにくい水道料金体系への変更が必要であり、**基本料金と水量料金の割合の見直し**や**水量料金の逡増制の見直し**を検討すること。
- ・ 加えて、水道施設の老朽化や自然災害への対応、物価高騰などによる厳しい状況を踏まえ、安定経営に資するため、**料金水準の見直し**も検討すること。
ただし、水道料金の見直しは、生活用水使用者への影響も大きいことから、今後設置される審議会において慎重に審議すること。



R7.12.23

(2) 次期料金改定の考え方

経営の安定性

今後も想定される人口減少や社会情勢の変化に対応しながら、将来にわたって、市民に安全で安心な水道水をお届けすることができるよう、**水道施設などの更新や災害対策が促進され、かつ安定的な経営が実現**できる料金とします。

料金の公平性と 一般家庭の 負担配慮

料金改定による市民の負担増を可能な限り抑えるとともに、日常生活に必要不可欠な水道水を、市民に安心して利用いただけるよう、現行の料金体系における**一般家庭への負担配慮**の考え方を継続します。また、**利用者間の負担の公平性**に十分配慮します。

体系のあり方

固定費と変動費の割合を踏まえ、将来を見据えた料金体系へ徐々に変更していくとともに、**現行制度からの激変を避け、料金制度全般について緩やかな見直しを実施**していきます。

次の料金改定の手順は次のとおりです。

(3) 料金水準の設定

総括原価に基づき、料金収入の総額を決めます。
料金算定期間：令和9年度～令和13年度（5年間）

収入総額に注目！

基本料金	水量料金
------	------



(4) 料金体系の設定

①基本料金と水量料金の割合の見直し

現行の基本料金の割合を踏まえ、引き上げるかどうかを決めます。

基本料金に注目！

基本料金	水量料金
------	------



②水量料金の逡増制の見直し

料金収入の総額から引上げ後の基本料金収入を差し引いた額（＝水量料金分）について、現在の逡増度を引き下げるかどうかを決めます（主に、第1段階単価と第5段階単価の差の縮小）。

水量料金に注目！

基本料金	水量料金
------	------

(3) 料金水準の設定

① 料金水準の設定状況

算定期間

5年を算定期間とする（令和9年度から令和13年度まで）

不足額

61.7億円（平均改定率約17%相当分）

② 料金水準の考え方

目的

- ・ 経営の安定化を図る利益の確保（収益的収支の黒字）
- ・ 施設更新や災害対応に必要な資金残高の確保
- ・ 借入金の抑制（借入金残高の上限400億円とする現行方針の継続）

区分	平均 改定率	考 え 方			
		水道事業(水道局)			市民への影響
		経営の安定性			使用者の負担
		利益	資金残高	借入金残高	水道料金
事務局 (暫定)案	17%相当分	毎年度黒字	施設更新や 災害対応に 必要な額	現行方針通り (400億円以内)	生活用水使用者に 配慮する

(3) 料金水準の設定

③ 料金水準の方法（総括原価方式）

営業費用 387.7億円	不足額 61.7億円 (17%分)
資本費用 36.9億円	現行料金 収入 362.9億円

総括原価

料金収入

目的

- ・ 経営の安定化を図る利益の確保
- ・ 施設更新や災害対応に必要な資金残高の確保
- ・ 借入金の抑制

方法

統括原価（費用）－ 現行料金収入 ＝ 不足額
不足額を充足する引上率を算定します。

留意点

不足額を充足できない場合は、次世代の負担となります。
また、施設整備費が不足する恐れもあります。

(3) 料金水準の設定

④ 「毎年度の収益的収支の黒字化」を図った結果、次のとおりとなりました。

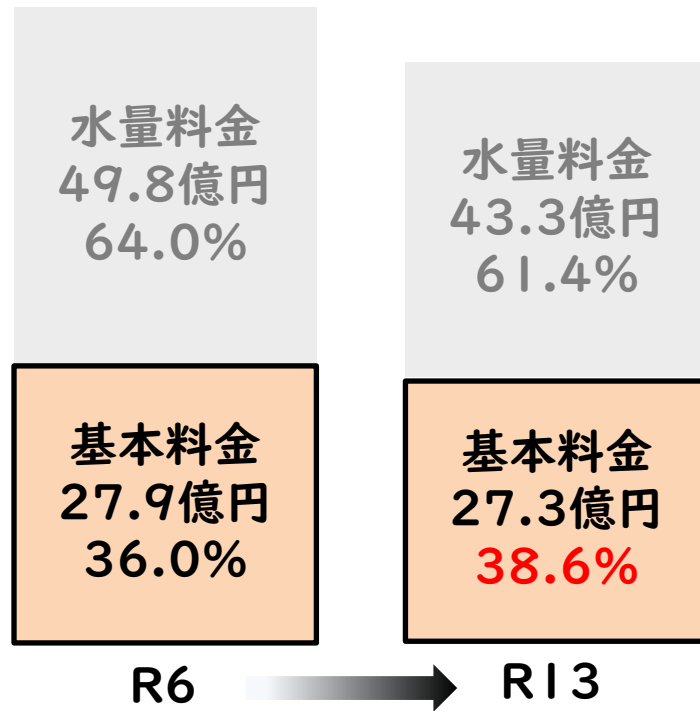
区分	平均 改定率	考 え 方			
		水道事業(水道局)			市民への影響
		経営の安定性			使用者の負担
		利益	資金残高 (R13末)	借入金残高 (R13末)	1か月あたり水道料金 (基本料金13mmと 水量料金10m ³ の合計)
事務局 (暫定)案	17%相当分	毎年度黒字	約30億円	約297億円	2,013円⇒2,355円 (+342円)

事務局 (暫定)案の 解説

- ・ 経営安定化のため、収益的収支は算定期間内の毎年度黒字を達成する水準とします。
- ・ 利益は、施設の更新費用等のため、資金残高として積み立てます。
- ・ 借入金残高は、上限400億円とする現行方針を継続します。
- ・ 次回、令和7年度決算を反映し、料金水準を再検証します。

(4) 料金体系の設定 ①基本料金と水量料金の割合の見直し

～基本料金の割合の引上げ～



現行料金での
基本料金割合の推移

目的

固定費は、基本料金で回収するという原則に近づけます。
水量減少に影響されにくくします(共通目的)。

方法

現状の基本料金の割合(36.0%)を踏まえ、引き上げるかどうか、その割合の目標をどうするか検討します。
(他市の状況なども活用)

論点

基本料金の割合は、現在のままでも年々高まっている中、
今後も高まる推計(R13:38.6%)をどう捉えていくのか。

留意点

急激な負担割合の変更は、理解を得にくい。

(4) ①基本料金と水量料金の割合の見直し【割合の見直し方法の解説】

基本料金の割合の引上げはどういう方法で行うのですか。

水道料金算定要領で示された配分基準を使って、基本料金の割合を引き上げることが可能ですが、制度の激変となる可能性があります。

国の水道ビジョンでは「徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要である」との考えを踏まえ、適切に対応していきたい。

それでは、基本料金の割合をどのように変えていくのですか。

前回の料金改定では、基本料金を＋約９％改定、水量料金を＋約９％改定と一律に改定しました。

今回の改定では、全体で１７％分の改定が必要となるため、基本料金を１％分アップの＋１８％改定、基本料金分を差し引いた水量料金を＋１６．４％改定とする手法などを考えています。

今回の改定例	
基本 38.6%	基本 38.9%
R13	R13



かつぱくん



水道局



(4) ①基本料金と水量料金の割合の見直し～基本料金割合のパターン比較～

設定の考え方

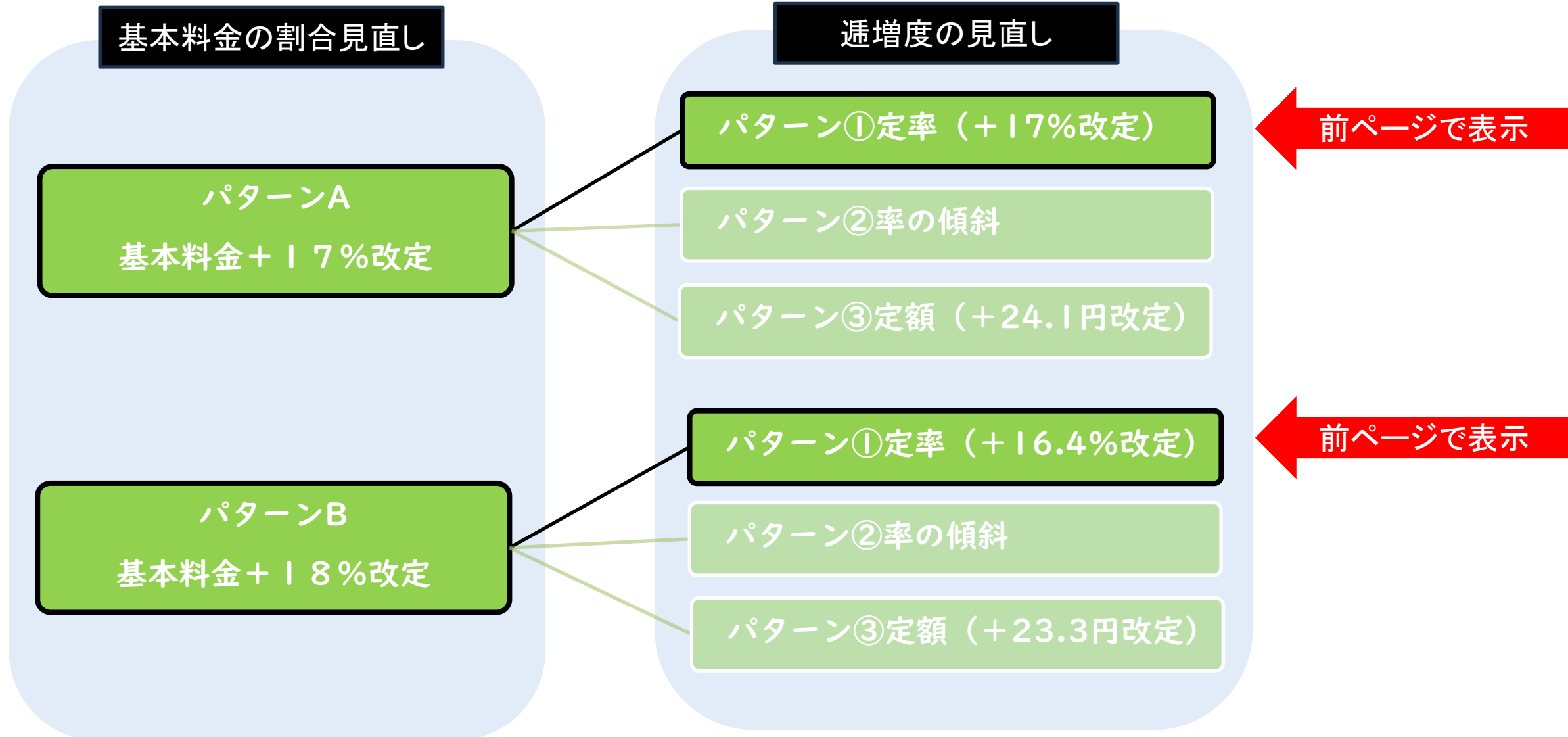
パターンAは、現行の体系のままでも基本料金の割合が年々上昇するため、平均改定率と同一としたもの。

パターンBは、理想の体系に近づけていくため、緩やかな見直しを行うもの

区 分		考 え 方		評 価	
基本料金の改定率		水道事業 経営の安定性	市民への影響 使用者の負担	水道事業 経営の安定性	市民への影響 使用者の負担
		基本料金の 割合 (令和13年度)	1か月あたり水道料金 (基本料金13mmと 水量料金10m ³ の合計)	収入の確保	生活用水使用者 への影響度
パターンA	平均改定率 と同率 (17%)	38.6%	2,013円⇒2,355円 (+342円)	劣る	優れる (比較で安い)
パターンB	18%アップ (水量料金改定率 : 16.4%)	38.9%	2,013円⇒2,361円 (+348円)	優れる (確保している)	劣る

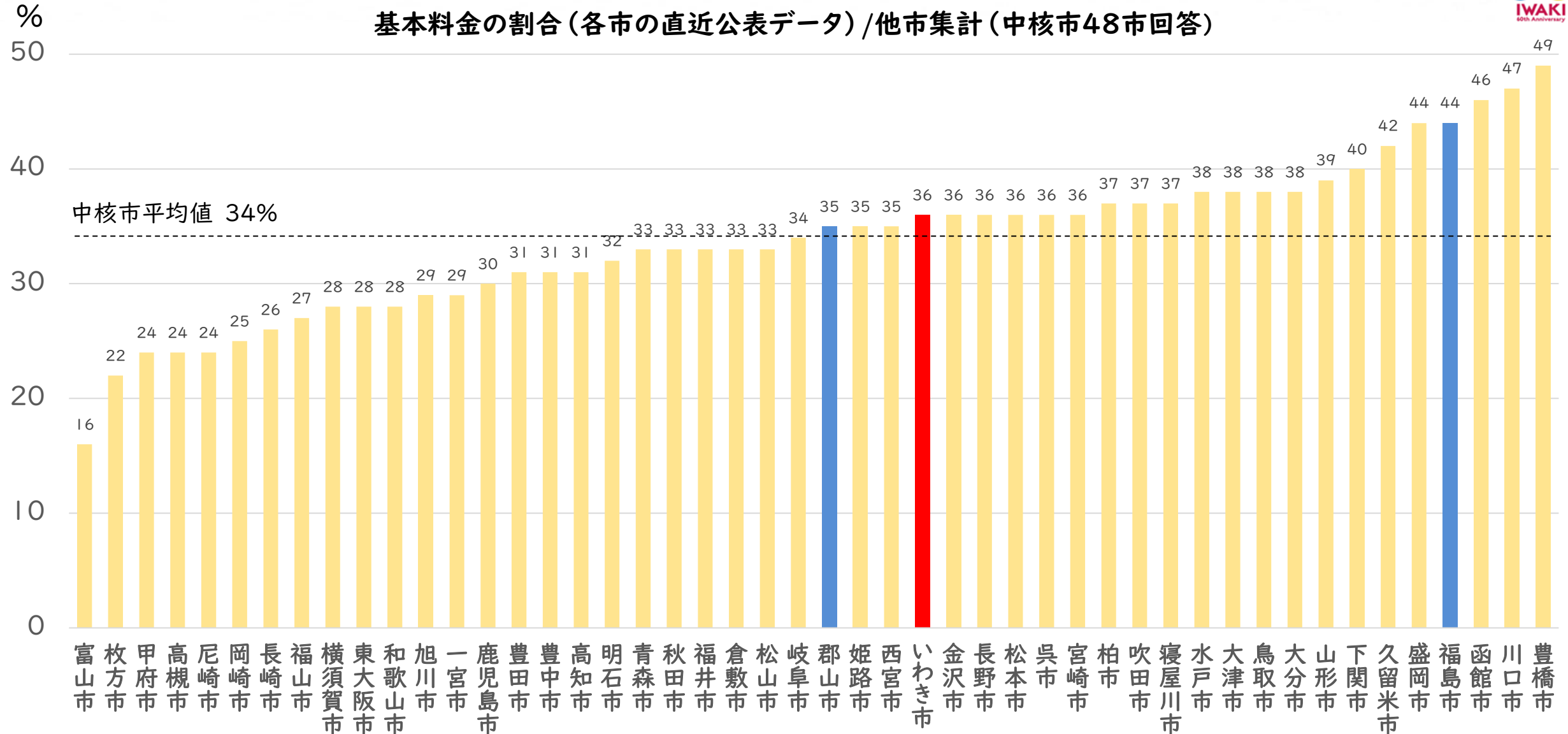
(4) ①基本料金の割合の見直し～料金制度（水準・体系）のパターン設定～

本日の料金制度のパターンは、6つで比較しています。



(4) ①基本料金と水量料金の割合の見直し～基本料金割合の他市比較～

基本料金の割合（各市の直近公表データ）/他市集計（中核市48市回答）



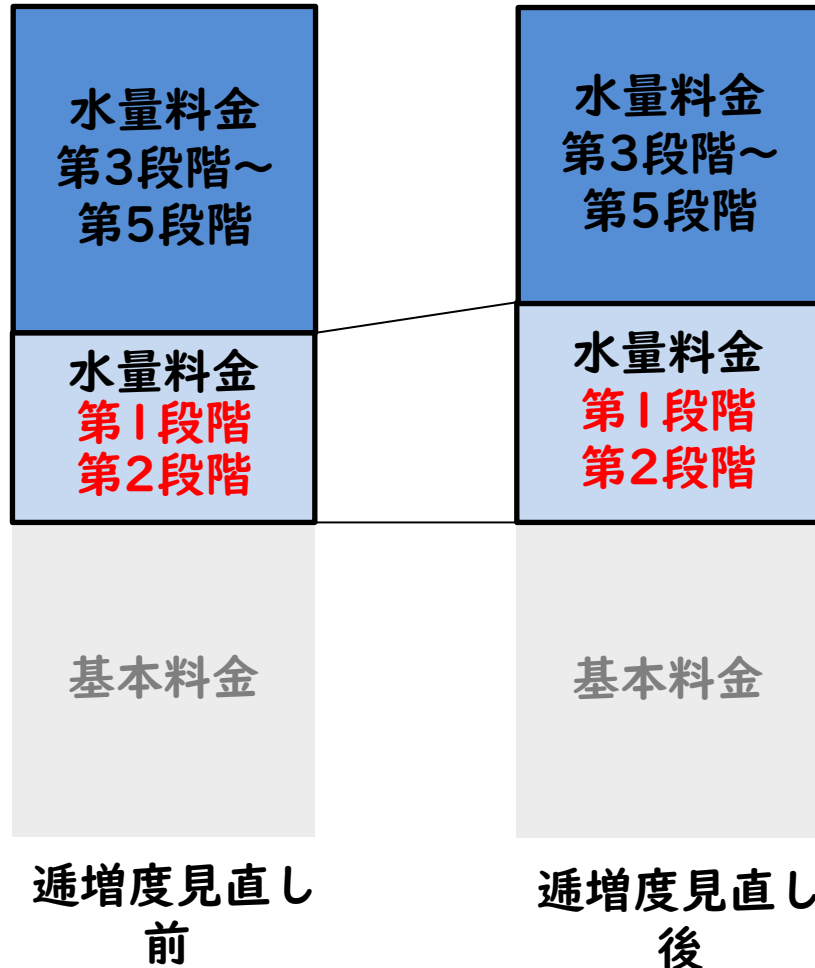
基本料金の割合は、現在中核市平均値より2ポイント高い状況です。



次のページへ

(4) 料金体系の設定 ②水量料金の逡増制の見直し

～逡増度の緩和（第1段階単価と第5段階単価の差の縮小）～



目的

使用量に応じた公平負担という原則に近づけます。
水量減少に影響されにくくする（共通目的）

方法

現状の逡増度3.16※を踏まえ、引き下げるかどうかを検討します。（他市の状況なども活用）

※ 第5段階260.7円 ÷ 第1段階82.5円 = 3.16

論点

生活用使用水者（安価な水の提供）と大口需要者（高単価の水の提供）との負担バランスをどう捉えるのか。

留意点

逡増度の大幅な引き下げは、生活用水使用者の負担増となり、理解を得にくい。

(4) ②水量料金の逡増制の見直し 【逡増制の見直し方法の解説】

逡増制の見直しはどのように進めていくのですか。

水道料金算定要領で示された水量料金の均一料金化は、生活用水使用者への過度な影響となります。

国の水道ビジョンでは「逡増制の変更も、利用者への影響の小さい範囲で徐々にしていくことが重要である。」との考えを踏まえ、対応していきたい。

それでは、逡増度をどのように緩和（引き下げ）するのですか。

前回の料金改定では、水量料金のすべての段階を＋約９％一律改定としました。

今回の改定では、

- ①定率改定 ②率に傾斜（逡増度緩和）を付ける改定
- ③定額改定 などを考えています。



かつぱくん



水道局



(4) ②水量料金の逡増制の見直し～逡増度緩和のパターン比較～

設定の考え方(パターンB:基本料金の改定率18%を前提にしています。)

パターン①は、現在の負担バランスを変えないよう、定率でのアップとしたもの。

パターン②は、理想に少しでも近づけるため、率の傾斜による緩やかな見直しを行うもの。

パターン③は、理想に近づけるため、定額改定による大幅な見直しを行うもの。

区 分		考 え 方		評 価	
水量料金の改定率		水道事業 経営の安定性	市民への影響 使用者の負担	水道事業 経営の安定性	市民への影響 使用者の負担
		逡増度	1か月あたり水道料金 (基本料金13mmと 水量料金10m ³ の合計)	収入の確保	生活用水使用者 への影響度
パターン①	定率16.4%で アップ	3.16	2,013円⇒2,361円 (+348円)	劣る	優れる (影響少ない)
パターン②	率の 傾斜 第1段階: 18.4% 第2段階: 17.4% 第3段階: 16.4% 第4段階: 15.4% 第5段階: 14.4%	3.05 (やや緩和)	2,013円⇒2,377円 (+364円)	優れる (収入の確保)	劣る
パターン③	定額23.3円で アップ	2.65 (大きな緩和)	2,013円⇒2,482円 (+469円)	さらに優れる	さらに劣る

(4) ②水量料金の逡増制の見直し～料金制度（水準・体系）のパターン設定～

本日の料金制度のパターンは、6つで比較しています。

基本料金の割合見直し

パターンA
基本料金＋17%改定

パターンB
基本料金＋18%改定

逡増度の見直し

パターン①定率（＋17%改定）

パターン②率の傾斜

パターン③定額（＋24.1円改定）

パターン①定率（＋16.4%改定）

パターン②率の傾斜

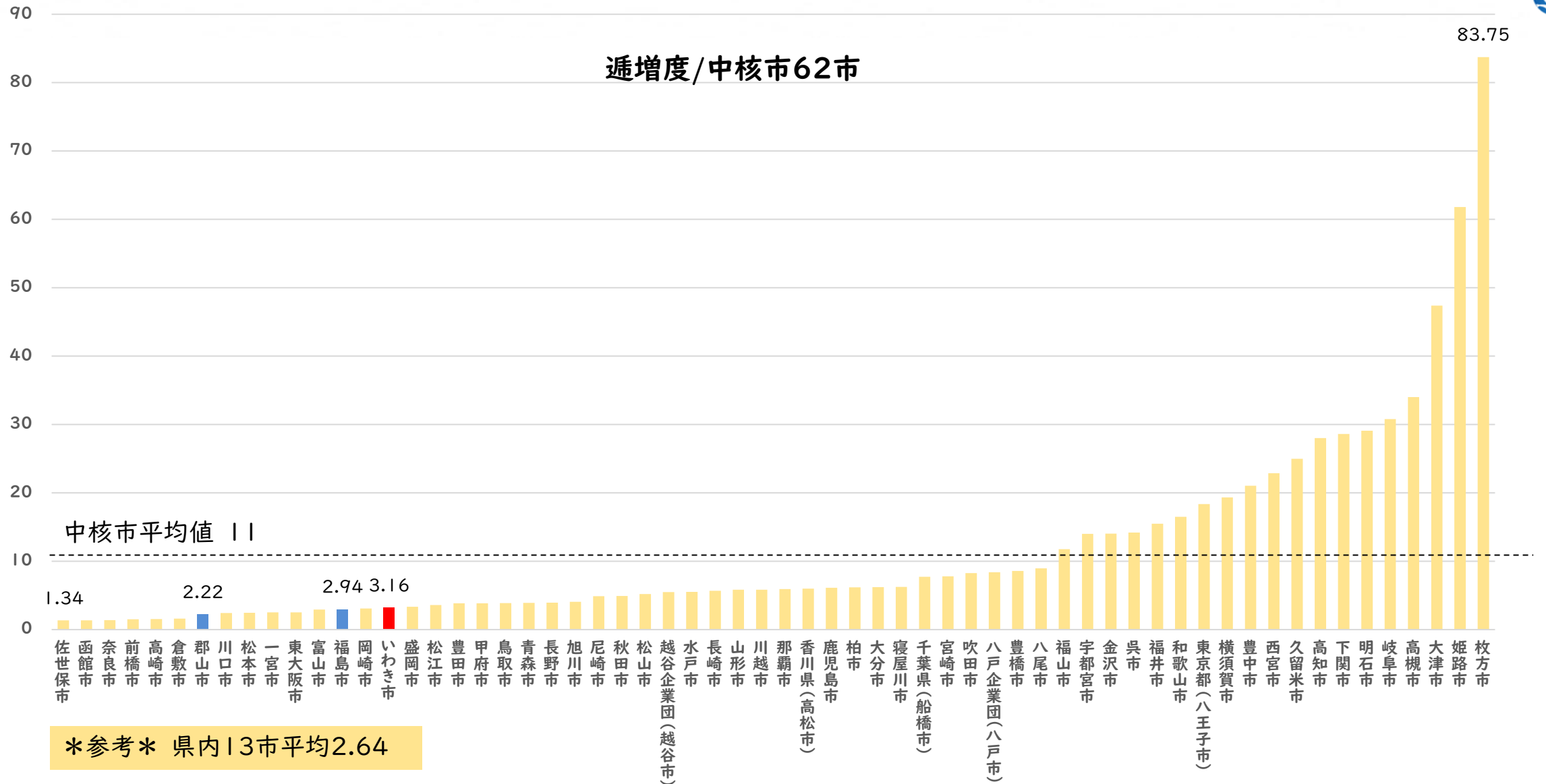
パターン③定額（＋23.3円改定）

← 前ページで表示

← 前ページで表示

← 前ページで表示

(4) ②水量料金の逓増制の見直し ～逓増度の他市比較～



逓増度は、中核市平均値を大きく下回っている状況です。県内13市平均値は上回る状況です。

(5) 料金制度（体系・水準）検討結果の比較

- ①現時点での17%相当分(61.7億円)の料金収入の不足を補う試算。
- ②不足額は同額のまま、基本料金の割合を引き上げるため、基本料金の改定率(17%、18%)による試算。
- ③水量料金の単価について、定率でアップ、率の傾斜ありでアップ、定額でアップによる試算。

基本料金 改定率	水量料金 改定率・額	改定後料金（1か月あたり）						1か月あたり影響額（改定後-現在料金）			5年後(R13) の収入確保 （多い順）	生活用水 使用者 への影響 （小さい順）
		口径/使用水量						口径/使用水量				
		13mm/10m ³	高い順番	13mm/20m ³	高い順番	20mm/20m ³	高い順番	13mm/10m ³	13mm/20m ³	20mm/20m ³		
現在料金	現在料金	2,013円	-	3,729円	-	4,917円	-	-	-	-	-	-
17% パターンA	①定率17%	2,355円	6番	4,362円	5番	5,751円	6番	+342円	+633円	+834円	6番	1番
	②率の傾斜	2,371円	4番	4,396円	3番	5,785円	4番	+358円	+667円	+868円	4番	3番
	③定額24.1円	2,480円	2番	4,461円	1番	5,850円	2番	+467円	+732円	+933円	2番	5番
18% パターンB	①定率16.4%	2,361円	5番	4,358円	6番	5,760円	5番	+348円	+629円	+843円	5番	2番
	②率の傾斜	2,377円	3番	4,392円	4番	5,794円	3番	+364円	+663円	+877円	3番	4番
	③定額23.3円	2,482円	1番	4,454円	2番	5,856円	1番	+469円	+725円	+939円	1番	6番

1 料金水準の設定

経営の安定化のためには、最大約17%相当分の不足を補う必要があります。

また、次回、令和7年度決算を反映した財政収支シミュレーションにて、平均改定率を改めてお示します。

2 料金体系の設定

(1)基本料金の割合を引き上げる際は、経営の安定化を図る一方で、単身世帯など少量使用者への負担増とのバランスに配慮する必要があります。

(2)逓増制の見直し（逓増度の緩和）を行う際は、同様に、経営の安定化を図る一方で、生活用水使用者への負担増とのバランスに配慮する必要があります。

また、逓増度の大幅な緩和は、生活用水使用者の急激な負担増となるため、見直しには配慮する必要があります。

・第3回審議会について

開催月日	審議内容	具体的な項目
R8.6.4	水道料金水準等の見直し① (経営効率化の取組・財政収支計画(案))	経営効率化の効果額・平均改定率 使用者ごとの改定率